

納税などには便利な口座振替をぜひ利用ください

手当や医療費助成の手続きはお済みですか

乳幼児、児童、ひとり親、障がい児などの要件に該当する方は、申請することで、手当や医療費の助成が受けられます。 ※現在受給している方は、市から送付する現況届(年度更新手続き)を提出してください。 児童手当は、令和4年現況届から一部の受給者を除き現況届の提出が不要になります。

各種手当

- ▽児童手当
●対象：中学校修了前(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の児童を監護している父、母、または養育者
●手当額(月額)
*0歳〜3歳未満(一律)：1万5千円
*3歳〜小学校修了前(第1子・第2子)：1万円
*3歳〜小学校修了前(第3子以降)：1万5千円
*中学生(一律)：1万円
*所得制限限度額以上所得上限限度額未満の方(一律)：5千円
※所得が所得上限限度額以上の場合は、児童手当などは支給されません(令和4年10月支給分(6月〜9月分)からの手当てに適用)。
※監護する子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)のうち、年長者から第1子、第2子と数えます。
●支給月：6月、10月、2月(前月分までをまとめて支給)
▽児童扶養手当
●対象：障がいがある20歳未満か18歳に達する日以後の最初の3月31日までで、次のいずれかの状態にある児童(児童福祉施設に入所している方を除く)を監護している父、母、または養育者
*父母が離婚した児童
*父か母が死亡した児童
*父か母に重度の障がいのある児童
*父か母が生死不明の児童
*父か母に1年以上遺棄されている児童
*父か母が1年以上遺棄されている児童
*父か母が法令で1年以上拘禁されている児童
*父か母が法令で1年以上拘禁されている児童
*婚姻によらないで生まれた児童
●手当額(月額)
●全部支給：4万3070円
●一部支給：4万3060円〜1万160円
*第2子加算額：全部支給1万170円、一部支給1万160円〜5090円
*第3子以降加算額：全部支給6100円、一部支給6090円〜3050円
※令和4年4月分から改定されました。
※所得などで支給停止になることがあります。
●支給月：5月、7月、9月、11月、1月、3月(前月分までをまとめて支給)
▽児童育成手当(育成手当)
●対象：18歳に達する日以後の最初の3月31日までで、児童扶養手当の対象である児童を監護している父、母、または養育者
●手当額(月額)
*児童1人につき：1万3500円
●所得制限があります。
●支給月：6月、10月、2月(前月分までをまとめて支給)
▽児童育成手当(障害手当)
●対象：20歳未満で心身に障が

いがある次のいずれかに該当する児童を監護している父、母、または養育者(児童福祉施設に入所している方を除く)
*「愛の手帳」1から3度程度までの児童
*「身体障害者手帳」1から2級程度までの児童
*脳性まひ、または進行性筋萎縮症の児童
●手当額(月額)：児童1人につき1万5500円
※所得制限があります。
●支給月：6月、10月、2月(前月分までをまとめて支給)
▽特別児童扶養手当
●対象：20歳未満で心身に障がいがある次のいずれかに該当する児童を監護している父、母、または養育者(児童福祉施設に入所している方、児童の障がいを理由とする年金を受給している方を除く)
*身体障害：おおむね「身体障害者手帳」1から3級程度および下肢4級程度の一部の児童
*知的障害：おおむね「愛の手帳」1から3度程度までの児童
*精神障害：上記と同程度の障害をもつ児童(自閉症スペクトラム症等により日常生活に著しい制限を受ける場合など)
*複数障害がある場合は、個々の障害の程度が上記より軽度な場合でも該当となることがあります。
※受給資格に該当する障がいの目安です。所定の診断書などの判定により、受給できない場合があります。
●手当額(月額)
*手当等級1級：5万2400円
*手当等級2級：3万4900円
※令和4年4月分から改定されました。
●所得制限があります。
●支給月：4月、8月、11月(原則、前月分までをまとめて支給)

療の自己負担分)を助成します(所得によって一部負担金有り)。
※所得制限があります。
●対象：児童扶養手当の対象者と同じで、各種健康保険に加入している方
▽乳幼児医療費助成制度
医療機関で支払う対象児童の医療費(保険診療の自己負担分)を助成します。
●対象：乳幼児(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)を監護し、各種健康保険に加入している方
▽義務教育就学児医療費助成制度
入院、調剤、訪問看護に係る対象児童の医療費(保険診療の自己負担分)を助成します。通院(柔道整復などの施術を含む)に係る対象児童の医療費(通院1回当たり)の自己負担分は、200円が上限です。
※所得制限があります。
●対象：小学校1年生から中学校3年生までを監護し、各種健康保険に加入している方

医療費助成制度
▽ひとり親家庭等医療費助成制度
医療機関で支払う申請者と対象児童の医療費(保険診療の自己負担分)を助成します。
※所得制限があります。
●対象：小学校1年生から中学校3年生までを監護し、各種健康保険に加入している方

申請・問合せ 子ども政策課
子ども政策係
ごみ処理容器貸与希望の方は、当日お申し込みいただくことも可能です(貸与までは申請から10日ほど)。
▽申込み方法
電話で申し込んでください。
▽問合せ
生活環境課清掃・リサイクル係

生ごみ堆肥化講習会を開催します



ダンボール方式コンポストとEM菌生ごみ処理容器の使い方説明を行います。家庭で排出

される生ごみを堆肥に変えて、資源として再利用し、ごみの減量に取り組みましょう。
▽日時
6月7日(火) 午後1時30分〜2時30分
▽場所
市役所本庁舎5階504・505会議室
▽講師
廃棄物減量等推進員
▽対象
市内在住の20歳以上の方
▽定員
20人(申込み順)
▽その他
講習会終了後、ダンボール方式コンポストの材料キット(みかん箱程度の大きさ)をお渡しします(年度ごとに1世帯1個)。EM菌生

あきる野夏まつり 中止
あきる野夏まつりは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止します。
▽問合せ
商工振興課商工振興係(直通558・1867)

学童クラブ 会計年度任用職員 募集



職種
①放課後児童支援員、②学童クラブ補助員、③巡回相談員
採用期間
①②随時、③6月

中甸から
募集人数
①②3人、③1人
勤務内容など
表のとおり
申込み方法
6月10日(金)までに会計年度任用職員採用申込書(上半身正面脱帽写真貼付)を送付してください。
選考方法
書類選考(第1次選考)、面接等(第2次選考)などを行い、採用を決定します。
応募・問合せ
子ども政策課 児童館係(直通558・1250)

Table with 4 columns: 職種, 主な勤務内容, 必要な資格など, 報酬単価. Rows include 放課後児童支援員, 学童クラブ補助員, and 巡回相談員.

※勤務日などはお問い合わせください。